

平成20年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成20年3月21日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第18号 瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第19号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第25号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第26号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第27号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第28号 平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第34号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第35号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成20年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第12 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第13 議案第24号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第33号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第15 議案第4号 瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第5号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第6号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第7号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第16号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第23号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第30号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第31号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第26 議案第32号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第27 議案第3号 瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第8号 瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第10号 瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第11号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第12号 瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第13号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第14号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第20号 瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第21号 平成19年度瑞穂市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第37 議案第29号 平成20年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第38 発議第1号 道路特定財源の確保を求める意見書について
- 日程第39 発議第2号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について
- 日程第40 発議第3号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について
- 日程第41 下水道整備促進特別委員会の中間報告の件
- 日程第42 公共交通対策特別委員会の中間報告の件
- 日程第43 地域防災対策特別委員会の中間報告の件
- 日程第44 行財政改革特別委員会の中間報告の件
- 日程第45 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第46 出資法人に関する特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第46までの各事件

発議第4号 議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてに対する付帯決議について

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	若園五朗
3番	浅野楔雄	4番	堀武
5番	吉村武弘	6番	小川勝範
7番	藤橋礼治	8番	熊谷祐子
9番	山田隆義	10番	広瀬時男

11番	小 寺 徹	12番	松 野 藤四郎
13番	山 本 訓 男	14番	桜 木 ゆう子
15番	星 川 睦 枝	16番	棚 瀬 悦 宏
17番	土 屋 勝 義	18番	澤 井 幸 一
20番	広 瀬 捨 男		

本日の会議に欠席した議員（1名）

19番 西 岡 一 成

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	豊 田 正 利
教 育 長 職 務 代 理 者	林 鉄 雄	企 画 部 長	奥 田 尚 道
総 務 部 長	新 田 年 一	市 民 部 長	松 井 勝 一
福 祉 部 長	青 木 輝 夫	巢 南 庁 舎 管 理 部 長	福 野 正
都 市 整 備 部 長	松 尾 治 幸	調 整 監	後 藤 仲 夫
環 境 水 道 部 長	河 合 信	会 計 管 理 者	広 瀬 幸 四 郎
福 祉 部 長 心 得	石 川 秀 夫		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	鷲 見 秀 意	書 記	清 水 千 尋
書 記	棚 瀬 敦 夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しましたとおり、3件の議案を受理しましたので報告をいたします。

1件目は、3月12日、山本訓男君から、発議第1号道路特定財源の確保を求める意見書について、2件目は、3月12日、松野藤四郎君から、発議第2号「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書について、3件目は、本日、松野藤四郎君から、発議第3号後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてです。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 環境水道部長 河合信君。

環境水道部長（河合 信君） 発言の訂正を申し出ます。

議長（藤橋礼治君） 環境水道部長から発言の訂正の申し出がありましたので、説明を求めます。

環境水道部長 河合信君。

環境水道部長（河合 信君） 3月11日の会議において一般質問の際、山本訓男議員の質問に対する答弁で新聞記事を引用する際に新聞名を言い、一機関紙の記事をたたえるような誤解を与えたので、新聞名を言った箇所を「某新聞」と訂正していただくよう申し出ます。大変申しわけございませんでした。

議長（藤橋礼治君） ただいまは環境水道部長 河合信君から、3月11日の会議における発言について訂正したいとの申し出がありましたので、会議規則第65条の規定によって、これを許可しました。

日程第 2 議案第18号から日程第12 議案第38号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例につい

てから日程第12、議案第38号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題といたします。

これらについては産業建設常任委員会に審査が付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） おはようございます。議席番号2番 若園五朗、翔の会。

ただいま一括議題となりました11議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設常任委員会は、3月12日と13日に巢南庁舎3の2会議室で開催いたしました。12日は午前10時から、委員1名が欠席、4名が出席して委員会を開会しました。執行部から市長、副市長及び所管の部長、調整監、課長の出席を求め、付託された各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。なお、議案第18号、34号、35号、36号については、13日の午後2時20分から、委員1名が欠席、4名が出席して開会した委員会で、執行部から副市長及び所管の部長、課長の出席を求め、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って報告します。

初めに、議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてを審査しました。

条例の施行日を6月1日からとしたことの補足説明では、使用水量のメーター定期点検は偶数月の15日から翌月の10日までの間に行い、点検日前の2ヵ月分の使用水量を算出し、奇数月の20日を賦課日として納入通知書を発送し、月末を納期限としている。具体的には4月15日から5月10日までの間に使用水量を点検することになるが、例えば4月15日に行った点検では、2月16日から4月15日の使用水量で算出し、5月20日に納入通知書を発送し、5月31日が納期限となる。このため、4月及び5月の使用水量点検には議決前の2月及び3月の使用する分が含まれているため、6月1日から施行にしたいと説明を受けました。

この後、次の質疑がありました。

下水道使用料を下げると一般会計から繰入金がかかることにならないか。これは税の公平性を考えると正当性があるのかとの質疑では、下水道使用料は水洗化率の向上を見込み、下水の3施設全体でシミュレーションし、均一従量制ではなく、逓増累進制を採用したと答弁がありました。

また、現在、水洗化率の伸びが悪いため、一般会計から多額の繰り入れをしている。問題点はどこにあるのかとの質疑では、今後、実態調査をして問題点を明らかにしたい。下水事業では供用を開始してから20年のスパンで考えており、20年後には水洗化率が85%になるよう経営努力をすとの答弁がありました。

この議案については詳細にわたる審査が必要であることから、さらに担当の部長、課長より詳しい説明を受けました。その結果、各委員でさらに熟慮し検討する必要があるため、委員会

での審査を後日にとすることいたしました。

日を改め、13日にまず午後1時30分から協議会を開催し、各委員の考えをもとに協議しました。その後、午後2時20分から委員会を開会し、協議会で出された意見により、下水道使用料の改定について委員会の意見として次のとおりまとめました。

今回、下水道使用料の改正により、これまでよりも水洗化率が向上しなければ、下水道整備施策の失敗ともとれるので、市長は責任を持って水洗化率向上に努力し、事業の成果を出すように努めること。下水道事業の運営には、上下水道事業運営審議会の答申にあった附帯事項に着実に取り組み、市民や議会の意見を聞くこと。現在、下水道が整備されているのは一部地域でしかなく、処理区域外では合併浄化槽などを使用している。一般会計から下水道事業への繰出金は、市全体の税の公平性を考え、また処理区域外へも公平な施策を検討すること。今回、下水道使用料を改定し逓増累進制を採用することにより、平成18年度決算からのシミュレーションでは、一般会計からの繰入金として約558万3,000円の増加を見込んでいるが、平成20年度決算では、この確認を確実にするとともに、一般会計からの繰入金がこれ以上増加しないよう経営努力を図ること。これまで水洗化率向上の施策を地域住民に対し積極的に行っていないので、各地区に推進員を設けるなどの施策を行うこと。今後3年間で水洗化率の増加率がこれまでの倍以上になるよう、水洗化率の目標を設けること。また、供用開始の20年後には水洗化率を85%にすること。今後3年間の水洗化率の増加傾向を見て、また成果を見きわめた上で、下水道使用料や下水道計画を再検討すること。下水道使用料の料金の改定に当たっては、常に正常な経営状態になるよう、経営状況や水洗化率から一定の基準をもって考えること。事業の成果が出なかった場合、市全体の下水整備計画についてももう一度考えを見直すこと。これらの意見は、当委員会での全委員一致した意見でありました。このため、市長及び執行部には真摯に受けとめ、下水道事業に取り組んでいただきたい。

その後、討論もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第19号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について、議案第25号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第26号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）について審査しました。

これらについては質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第28号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）について審査しました。

これについて、水道料金の滞納対策についての質疑があり、給水停止などの措置を講じているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第34号、35号、36号の各下水道事業関係新年度予算についてですが、これらの議

案は議案第18号に関連があるため、12日の審査では質疑まで行い、13日の委員会審査で議案第18号の採決が終わった後に改めて質疑、討論、採決を行いました。

議案第34号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算についての審査では、次の質疑がありました。

下水道使用料が前年度に比べ39万2,000円の減額になっているが、特定環境保全公共下水道事業基金からの繰入金の前年度に比べて310万円増加した理由について質疑がありました。

基金繰入金については、平成17年から25年で償還金元金の20%を特定環境保全公共下水道事業基金から充てると決めてあるとの説明があり、下水道使用料については、50件の加入を想定し、下水道使用料積算には議案第18号の改正案をもとに通増累進制を加味したものであるとの答弁がありました。

また、水洗化率向上への取り組みについて質疑があり、平成19年度は経営状況などの現状を把握したが、具体的・積極的な取り組みがなかった。平成20年度は各地区に水洗化率向上の推進組織を設けることや、推進組織と話し合って水洗化率向上施策を検討することなど経営努力をし、水洗化率を上げていきたい。また、経営状況を広く住民に知ってもらい、意見を聞いていきたいとの答弁がありました。

また、税の公平性の観点から、一部にしか下水道が整備されていない中で下水の計画や運営をどう考えているのかとの質疑があり、経営状況をよくし、維持管理費は使用料で賄えるようにしていきたい。処理区域外には下水道整備計画が策定されていないので、状況を踏まえ、計画策定を十分に検討していきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第35号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算についての審査では、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第36号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算についての審査では、平成20年度の取り組みについて質疑があり、経営状況をよくするためには、まず現地を知ることが必要で、道路状況や管路状況などの調査や実態調査を実施し、また各家庭へ接続しやすくするため管路の見直しを検討したいと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第37号平成20年度瑞穂市水道事業会計予算について審査しました。

これについて、当市は人口が増加しているが、給水の対応は大丈夫かとの質疑があり、計画給水人口で4万9,600人、1日最大給水量で2万4,300立方メートルまで対応でき、平成18年度末の給水人口は4万1,840人と答弁がありました。

また、上水道の経営状況について質疑があり、平成20年1月末で収納率が99.2%で収入面は良好であり、収入に合わせて事業計画をしているとの答弁がありました。

また、消火栓につないでいる配水管に口径の小さいものがあるのかと質疑があり、消防水利の基準に適合している150ミリ以上の配水管に接続している消火栓が少ないため消火活動に難しいものがあり、過日の消防署との調整会議において、配水管の口径を基準に適合するようにしてほしいとの要望があり、今後は市全体の管路の改良計画をしていく予定との答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第38号市道路線の認定及び廃止についてを審査いたしました。

これについて、宝江の認定路線で既存の信号機との兼ね合いと地元からの要望について質疑があり、路線は既存の信号機につながるルートにした。また、地元から要望のあった歩道幅や道路幅に応じたものにしたと答弁がありました。

また、路線認定した後に用地の取得ができないことはあるのかとの質疑では、納税猶予の入っている場所や、用地単価に不満があるといった理由で取得できないこともある。これらについては継続的に用地交渉をしていくしかないとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年3月21日、産業建設常任委員会委員長 若園五朗。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 吉村でございます。委員長に2点ほどお尋ねをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今回出ている18号議案というのは、値下げありきということで、瑞穂市上下水道事業運営委員会に諮問されて答申されたもの等々を審議されて条例案が出されたわけですが、ここで委員長に2点ほどお尋ねします。

シミュレーションの結果、従来の均一従量制でなく、逓増累進制を採用したということですが、なぜこれが従量制ではいけなかったのかと。

それからもう1点、公平性という問題で、さきにも一般質問いたしました西処理区特環下水道の大月地区に対して補償金として5,000万円が支払われたということについては、下水道の問題として委員会の中で話し合われたのかどうかという、以上2点についてお尋ねします。委員長、よろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） 吉村議員の質疑の回答ですけれども、今回の均一従量制ではなく逓増累進制を採用したことについて両方の意見がありまして、内容につきましては賛成の方・反対の方いろいろ意見が出ましたんですが、最終的には委員長報告のとおりになりました。

大月の5,000万円の話については委員会では出ませんでした。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 大月の件については話が出なかったと。

それから、いわゆる均一従量制から逓増累進制に切りかわったのはどうしてかという答弁がなかったんですけれども、であるならば、例えば20立米以下と、20立米から50立米までの間、それから50から90立米までの間、それと90立米を超えるものということですが、具体的に量が多いのは恐らく事業所だと思うんですが、これはアパートとか飲食店等を想定されているんだろうと思うんですが、具体的にどういった場所がそういうところに当たるのかということはいわゆるわかりませんでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 産業建設常任委員長 若園五朗君。

産業建設常任委員長（若園五朗君） 先ほどの20立米以下、あるいは50立米から90立米使用する場所については把握しておりません。ただ、事務局から出ている逓増累進制によりまして、若干使用料を抑えることによって接続率を高める水道審議会での答申の内容を尊重し、今後、接続率を上げることによって一般会計からの繰り入れを少なくしまして、かつ一般家庭の接続率を高めることによってやっていくということで、具体的にアパートとか飲食店等の場所については把握しておりません。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 5番 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 先ほども申し上げたように、これは初めから値下げありき、市長のマニフェストを一日も早く達成するために出された議案であると思います。そして、過去にもいろいろ問題があった下水道について、今後きちっと見直して、それでもって本当に下水道料金を下げるに値するものかどうかということをもっと協議してから下げるという納得で

きる下げ方であれば賛成はいたしますけれども、この状態では賛成するわけにはいきませんので、反対をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

今回の下水道料金の値下げについては、市長のマニフェストにもありますけれども、私はマニフェストがあるから賛成ということではなくて、今の瑞穂市の下水道事業を安定した経営をしていくには、どうしてももっと下水道普及率を上げるということが必要だと思えます。そのために、今回提案された下水道の値下げによって下水道の取り付けを多くの方がやっていただいて普及率を上げ、下水道使用料を収入として経営を安定させる。そのことによって、今後の瑞穂市の下水道整備計画も十分論議したなら立てられる状況をつくっていく、そういう必要があるという立場で今回の下水道使用料値下げについては賛成をいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第19号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第19号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第25号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第26号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第27号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第28号平成19年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第34号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第34号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第35号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第35号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第36号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第36号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第37号平成20年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第37号平成20年度瑞穂市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第38号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第38号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時35分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） ただいま吉村武弘君ほか4人から、発議第4号議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてに対する付帯決議についてが提出されました。

発議第4号を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） ただいま18号議案、瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について可決されましたが、私は反対しました。それで、可決された以上は、きちっと一生懸命やっていただかなきゃいかんということで、発議4号として、提出者、吉村武弘、賛成者、浅野楔雄、小寺徹、星川睦枝、棚瀬悦宏、議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてに対する付帯決議について、上記の提案を別紙のとおり、瑞穂市議会会議規則第13条の規定により提出します。

提出の理由としては、下水道使用料の改正に当たり、下水道事業が常に正常な経営状態となるよう着実な取り組みを求めるため。

議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例について、下水道使用料の改正に当たり着実な取り組みを求める決議。

議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例において、下水道使用料を改正するに当たり、次の事項を着実に取り組むよう強く要望する。

1．今回、下水道使用料の改正により、これまでよりも水洗化率が向上しなければ、下水道整備施策の失敗とも受け取られるので、市長は責任を持って水洗化率向上に努力し、事業の成果を出すよう努めること。

2．下水道事業の運営には、上下水道事業運営審議会の答申にあった附帯事項に着実に取り組み、市民や議会の意見を聞くこと。

3．現在、下水道が整備されているのは一部地域でしかなく、処理区域外は合併処理浄化槽などを使用している。一般会計から下水道事業への繰出金は、市全体の税の公平性を考え、また処理区域外へも公平な施策を検討すること。

4．今回、下水道使用料を改正し、逦増累進制を採用することにより、平成18年度決算からのシミュレーションでは一般会計からの繰入金として558万3,000円の増加を見込んでいるが、平成20年度決算では、この確認を確実にするとともに、一般会計からの繰入金がこれ以上増加しないよう経営努力を図ること。

5．これまで水洗化率向上の施策については地域住民に対して積極的に行っていないので、各地区に推進員を設けるなどの施策を行うこと。

6．今後3年間の水洗化率の増加率がこれまでの倍以上になるよう、水洗化率の目標を設けること。また、供用開始から20年後には水洗化率を85%にすること。

7．今後3年間の水洗化率の増加傾向を見て、また成果を見きわめた上で下水道使用料や下水道整備計画を再度検討すること。

8．下水道使用料の料金設定に当たっては、常に正常な経営状態になるよう、経営状況や水洗化率から一定の基準をもって考えること。

9．事業の結果が出なかった場合、市全体の下水整備計画についてはもう一度考え直すこと。

以上をもちまして附帯決議とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） 議席番号4番 堀武です。提案者にお聞きします。

第7の、今後3年間の水洗化率の増加傾向を見て、また成果を見きわめた上で下水道使用料や下水道整備計画を再度検討するというのは、新しい事業に対してどのようなお考えでこれを提案しておるのか、進行してもいいのか、3年間はとめて今の下水でという、その辺の意味をちょっと御説明願います。

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） ただいまの堀議員からの質問でございますけれども、意味があんまりよくわからないんですけれども、3年間様子を見て、それからもう1回検討すると。とめるとかとめんとかという、その意味がよくわかりませんが。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

4番（堀 武君） というのは、料金でなくて、下水道整備計画を再度検討するというのは、例えば市当局が下水計画を現在進めておるならば、それはそのまま進行していてもいいという考えなのか、それとも3年間待つという、それだけのことなんですけれども。

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君）ここに書いてあるように、今後3年間の増加傾向を見て、成果を見きわめた上で下水道使用料や下水道整備計画を再検討するということであって、とめてしまおうかととめてしまわんとかいう話じゃなくて、3年たったらもう一遍見直しますよと。また、別に出てくるものは出てくるもので、何が出てくるのかわからないんですけども、そういう意味でのこの3年間ということで、とめるとかとめんとか言われても、何が出てくるかこちらもよくわかりませんので。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君）堀武君。

4番（堀武君）ここは、じゃあ善意に解釈しまして、市当局で計画はそのとおり進めていくというふうに理解をさせていただきますけれども、よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君）ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君）松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君）12番松野藤四郎でございます。

この案には非常に賛成しますけれども、僕は、これが具体的に言っておるのはコミュニティ・プラントの件だと、穂積の。呂久はもう九十何%とか西は六十何%、こういう水洗化率がありますので、審議会、あるいは先ほどの委員長報告の内容のとおりですけど、問題になっているのは、穂積地区の別府のコミュニティ・プラントの水洗化率が非常に悪いと。これがネックになって一般会計からたくさんお金が出ることになっておりますので、この文書については、私は別府のコミュニティ・プラントの話だというふうに受けとめておりますが、そんな格好でよろしいですか。

議長（藤橋礼治君）吉村武弘君。

5番（吉村武弘君）お答えさせていただきます。

これはコミュニティ・プラントだけを特定しているわけではございません。下水道計画全体を考えてということで、そのように解釈していただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君）ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてに対する付帯決議についてを採決いたします。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第4号議案第18号瑞穂市下水道条例等の一部を改正する条例についてに対する付帯決議については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号及び日程第14 議案第33号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第24号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第33号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 浅野楔雄君。

文教常任委員長（浅野楔雄君） ただいま一括議題となりました2議案について、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

文教常任委員会は、3月12日午後1時30分から巢南庁舎の3の1の会議室で開会しました。全委員が出席し、執行部から市長、教育長職務代理者、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

議案第24号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）については、学校給食費の未納問題について質疑がありました。平成18年度以前の未納者数は245名、788万円ほどの未納額があります。年々増加の傾向にある。ことしは、過年度収入分として80万円ほどの徴収見込みである。未納対策として、納期ごとに、学期ごとに、そして年度末に未納通知を送付している。学校とも連絡をとり、家庭訪問も行っている。また、来年度からは、納期に口座引き落としが残高不足でできなかったときには再度引き落としをするシステムにして納付を促進したいとの答弁がありました。

次に、要保護、準要保護の制度について周知されているのかとの質疑がありました。

生活に困窮している方が申請して認められれば、給食費や学用品代などが扶助される制度ですが、この制度については、市のほか学校や民生委員などが説明・相談に応じているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第33号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算については、調理員は人材派遣（アウトソーシング）をせず市の職員で行うとの答弁だったが、現状はどうかとの質疑について、現在、調理員は31名で、内訳は正規職員11名、臨時職員20名である。正規職員には、調理長、班長4人、副班長4人についてもらっているとの答弁がありました。

また、食の安全について、中国産についてどうなっているのかとの質疑については、1月30日に中国産の冷凍ギョウザへの薬物混入が発表され、ちょうど次の日の31日が国産ではあるがJTフーズのギョウザだったので、急遽シュウマイに変更した。19年度においては、9月、11月の2回が国産ではあるがJTフーズの冷凍ギョウザであった。幸い体調不良などの被害については一件も報告を受けていない。また、今まで使用していた中国製品について、いりゴマ、すりゴマ、シナチク、ハルサメ、マッシュルーム、冷凍野菜、ゴマ油、キクラゲなどがあったが、その後、ゴマ油以外は一切中国製品は使用していない献立で対応している。国産のため、限られた予算内で質・量・栄養を落とさず、献立に大変苦労しているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年3月21日、文教常任委員会委員長 浅野楔雄。以上です。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第24号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第24号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第33号平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質

疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 吉村武弘君。

5番（吉村武弘君） 委員長に1点お尋ねいたします。

先ほど委員長報告の中で、食材の安全性についてはいろいろと御苦労なさっているというお話でございましたが、いわゆる食材の値上がりについて最近よく出てくるのは原油価格の高騰、それからバイオエネルギーということで、小麦関係が上がったり、それに伴ってパンとかバターとかいろんな食材が上がってきているわけなんです、今後値上がりした場合に現在の給食費で賄っていけるのか、その辺のところは委員会の中でお話しされたのかどうかお尋ねしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 文教常任委員長 浅野楔雄君。

文教常任委員長（浅野楔雄君） 今、吉村議員の方から出ましたいわゆる食材の値上がり、それから原油の値上がり、当然審議させていただきました。私、委員長の方から行政に対して、原油価格1バレル当たり150円まで上がる可能性があるという予想もさせていただきました。これは、各常任委員会に所属されている方は了承されていると思います。それに対して行政の方から、いわゆる食の安全と、この先の物価上昇率は当然見きわめているという答弁がございました。報告の中にはありませんでしたが、正常な討論はさせていただいたつもりでございます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第33号平成20年度瑞穂市学校給食事業

特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第4号から日程第26 議案第32号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第4号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定についてから日程第26、議案第32号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらについては厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 12番 松野藤四郎でございます。

ただいま一括議題となりました12議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、3月13日午前9時半から穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告をします。

初めに、議案第4号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを審査しました。この条例制定の内容について補足説明を受けた後、質疑に移りました。その内容を報告します。

市民への制度の周知は印刷物の配布以外に何か対策を講じているかとの質疑に対し、自治会、老人クラブ等に案内を出し、要請があった場合、担当の者が積極的に出向いて、パワーポイントを使用し説明しており、出向いた回数は10回を超えている。また、窓口相談にお見えになった方々には、制度とあわせてその方の保険料、個人負担額もわかる範囲で説明しているとの答弁でありました。

この後、討論に移り、制度そのものに問題があり、全国各市議会においても反対の意見書が多く出始めている。また、ネーミングについても問題があるとの反対討論がありました。

続いて、全国各都道府県下それぞれ一本によるこの制度のやり方そのものには疑問も残るが、国の法律により老人保健制度がなくなり、平成20年4月からこの制度に切りかえると決定された以上、医療保険制度が将来一本化されていく一つの布石としてとらえるべきであるとの賛成討論がありました。

これら討論の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてと議案第6号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についての2議案については後期高齢者医療に関するもので、補足説明があった後、質疑はなく、討論では議案第4号に準じた討論があり、採決の結果、両議案とも

賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第7号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、戸籍法、住民基本台帳法の改正及び税務関係証明書の単位の改定によるものであるとの補足説明があった後、手数料が各市町村において異なるのはなぜかとの質疑があり、戸籍関係の証明については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき県内同じ料金であるが、住民票、印鑑証明等においては、西濃地区の一部市町において200円または250円のところがある。当市を含む岐阜地区は、すべて1通300円である。この金額は各市町が設備費、人件費等から割り出した料金であるとの答弁でありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第15号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてと議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての2議案については、葬祭費の支給を2万5,000円から5万円にするもの。特定健康診査が新年度から実施されるに当たり、行うべき国保事業を見直すもの。また、保険税条例改正においては、後期高齢者医療制度創設に当たり税制改正を受け、所得割税率6%を4.45%に、資産割税率35%を25%に、均等割額、平等割額もそれぞれ引き下げ、新たに後期高齢者医療支援金を追加するものであり、このほか保険税の減免、特別徴収の実施及び納期を8期から9期にする等が主なものであるとの補足説明がありました。

質疑においては、それぞれ改正内容における確認の質疑があり、討論はなく、採決の結果、両議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第17号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、重度心身障害者老人特別支給事業の助成対象者を、当市福祉医療費の重度心身障害者に含めて助成対象とするとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第22号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)と議案第23号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算(第4号)については、それぞれの議案に対し補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、両議案とも全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第30号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、新設の後期高齢者支援金、特定健康診査、特定保健指導を中心に、各項目別予算について補足説明がありました。

続いて、基金残高、後期高齢者支援金における当市の負担額について質疑があり、基金については、平成19年度予算全額を積むことができたとして、7億4,111万9,000円である。また、事務費拠出金分等を除く支援金予算4億9,561万8,000円については、支援金課税分の予算2億3,409万8,000円と国庫負担金及び法定内一般会計繰入金によって賄うとの答弁でありました。

この後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第31号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算については、補足説明を受けた後、本市における該当者は何人で、普通徴収・特別徴収の内訳はどのようになっているのか。また、納付金について、保険料の未納分を当会計で負担しなくてよいかとの質疑があり、該当者は3,434人、うち特別徴収は2,169人、普通徴収は1,265人を見込んでいる。また、納付金については、徴収した保険料と一般会計からの基盤安定繰入金で賄えばよいことになっており、当会計に対する未納分のペナルティーはないとの答弁でありました。

この後、討論では議案第4号に準じた討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

議案第32号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算については、平成20年度より当会計から後期高齢者医療事業特別会計へと移行するため、平成20年3月診療分を支払うことが主な内容であるとの補足説明を受けた後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年3月21日、厚生常任委員会委員長 松野藤四郎。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第4号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第4号瑞穂市後期高齢者医療に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第5号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第6号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第6号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第7号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第15号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺でございます。

議案第15号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

改正条例の第6条に、70歳以上75歳以下の高齢者の負担割合を変更する改正内容となっております。現在、この方たちが窓口で負担する割合は10分の1でございますけれども、それを10分の2にふやす。高齢者に対する窓口の負担増になる内容となっておりますということが反対の理由でございます。しかし、9条では葬祭費が2万5,000円から5万円に引き上げられるという

よい点もありますけれども、総合的に勘案すれば高齢者の負担が増になるという立場から反対であるということを表明したいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま議題になっております議案第15号について、賛成の立場から討論をいたします。

ただいま小寺議員の方から、高齢者の負担割合が上がるということが反対の理由であるというふうにされました。実は、医療保険の制度そのものの欠陥があるということがそうした原因だというふうに思っております。私自身の考え方としましては、本来、医療保険制度は一本の法律で、一本の制度で行われるべきものであると思っておりますけれども、現行の日本の法律では、国家公務員、地方公務員で二つの共済法があり、健康保険法、それから各市町村が行う国民健康保険法という法で、いわば四つの保険制度でもって運営をされているということがあります。

そこへもってきて、昔の老人保健法によって高齢者の医療負担を安くするというで現行の形ができ上がっている。ところが、そうした問題が、特に高齢者の中で制度としての医療費負担が増したというようなことで他の保険制度に負の波及がされていったというようなことから、今回の高齢者の制度ができるなどして医療保険が変わってきたところであります。保険制度を現行の形のままで維持していこうということであれば、高齢者、またはそうでない世代においても負担増は本来免れるものではないというふうに考えております。

それからまた、医療費の負担額の割合が本来年齢でもって決められているということが根本の原因でありまして、そうしたことを考えると、今回医療費の負担が上がるというようなことであっても、それは制度を維持する上でやむを得ないものだというふうに考えざるを得ないところであります。

したがいまして、今回提案をされておりますこの国民健康保険条例の一部改正については、そうした制度を維持する上においてやむを得ない改正であるというふうに考えますので、私は賛成をいたします。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第15号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

この改正案の中には、保険税の所得割、資産割の税率改正と、均等割、平等割の税の額の改正が提案されております。この改正案を試算しますと、大体现行の保険税額と変わらない改正案だと私は認識をしております。

12月の議会のときに、20年度予算を編成するに当たって国民健康保険税を値下げする方向で検討するかどうかということをお聞きいたしました。そのときに市長の答弁は、可能な限り値下げをしたいとの答弁がございました。この改正案の内容は、その答弁を実施されていないと言わざるを得ない内容となっております。

総括質問で、値下げに対する財源があるかどうかということをお聞きいたしました。答弁の中では、医療給付が1ヵ月大体2億1,000万要ると。それが3ヵ月分要るから、6億3,000万くらいの基金をためておく必要があるということで、現在の基金は必要であるという答弁もございました。現在の基金の額は約6億5,000万、さらに今回提案をされております3月の補正予算では7,500万円の補正予算への積み立てが計上されており、合計すると約7億4,000万円の基金がございます。さらに、19年度の予算でも2億円ほどの繰越金が出てくる可能性が、今までの決算を見てもあります。そういう点から見ても、基金と繰越金も勘案すれば値下げをする財源はあるんじゃないかと私は考えております。そういう点で、今回の提案は市長の答弁と違う内容があり、値下げが実際なかったという立場で反対を表明いたします。

なお、今回の提案の中で、事業の廃業や、また失業などをして経済的に被害があった方に対して減免制度が確立されたという点では非常に喜ばれているという点もありますけれども、総

合的に勘案すれば賛成するわけにはいかないということでございます。

なお、議案第30号の平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算についても、同じ理由で反対であるということをお場で表明をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま議題になっております議案第16号について、賛成の立場から討論をいたします。

小寺議員の発言では、値下げをするという答弁があったにもかかわらず、実質、値下げがされていないではないかということでありました。確かにおっしゃるように、国民健康保険税の上限は下がりました。しかしながら、後期高齢者医療への支援金ということで、その分が賦課され、上限額は実質的には上がっているというような御意見が、その本来のところではないかというふうに思うわけであります。

しかしながら、先ほど議案第15号でもお話しした私の考え方によれば、そもそも医療保険制度を今後支えていくためには今以上の負担増は避けられないわけでありまして、医療現場からは、そもそも医療保険制度から給付される費用が少ないがために現在の医療制度の崩壊を招いているというような報告もあるような状況なのであります。そうすると、現状の制度を維持していくということを考えた場合、ただ下げればよいというだけの考え方では、住民・市民の健康、それから生活といったものを支え切れなくなってくる可能性もあるわけであります。健康保険制度、医療保険制度が正常に運営されていくためには費用の投入はやむを得ないものであるというふうに考えております。ただ、その負担額がやみくもにふえることについては、どこかで何らかの歯どめがかけられるべき必要はあろうかとは思いますが、今回の改正によってそうした医療保険制度の維持が図られるのであれば、若干の負担増はやむを得ないものというふうに考えておりますので、私はこの改正案に賛成をいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第16号瑞穂市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第17号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第22号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第23号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第30号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第31号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第31号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第32号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第32号平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりまして、暫時休憩をとります。午後は1時30分より再開しますので、願いいいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時53分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 議案第3号から日程第37 議案第29号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第27、議案第3号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定についてから日程第37、議案第29号平成20年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては総務常任委員会に審査が付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 星川睦枝君。

総務常任委員長（星川睦枝君） 15番 星川睦枝です。

ただいま一括議題となりました11議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務常任委員会は、3月14日金曜日、17日月曜日の2日間にわたり午前9時30分から議員会議室で開会しました。全員が出席し、執行部から市長、副市長、会計管理者並びに所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第3号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定について、市職員は地方公務員法にて法令遵守が規定されているのに、なぜ条例を制定するに至ったのかとの質疑について、地方分権時代により市の権限が増大している。公益通報、不当要求等については、市民・職員にも改めて周知徹底し、法令に則した事務運用に対応するように条例を制定したとの答弁があり、その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第8号瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について、補足説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例について、防災専門監の報酬額の「以内」はなぜつけ加えたのかとの質疑について、瑞穂市消防の立ち上げどきに豊富な知識と消防経験のある方をお願いしたが、この方は岐阜市消防長までなられた経歴を踏まえての待遇である。今後のことを考えて、現行を最高額とすべく「以内」とさせていただいたとの答弁があり、その後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第10号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、関連する議案第11号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第14号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についても、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第20号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についても、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第21号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）について、次のような質疑がありました。

補正予算説明書13ページの財産管理費の工事請負費で2,259万円の減額について、誓祐寺の取り壊し工事はなぜ執行されなかったのかとの質疑について、この建物への進入路の道路用地的話がまだできておらず工事ができなかったとの答弁があり、4月には西風が吹くので、早急に鐘つき堂だけでも取り壊してほしいとの意見がありました。

また、補正予算説明書10ページの不動産売払収入の274万1,000円はどここの場所かとの質疑について、法定外公共物の払い下げ2件、普通財産1件で、稲里地区、十九条地区、別府地区であるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第29号平成20年度瑞穂市一般会計予算については、次のような質疑がありました。

款、総務費の委託料でところどころにアウトソーシングがあるが、入札により業者を決めるのか、随意契約で公共サービスに決まっているのか。また、その業務に社員が不足する場合はどこが採用するのかとの質疑について、業務内容によるが、一般業者と競争入札できる業務は入札により決定する。それ以外の業務は公共サービスに委託する。市が100%出資のみずほ公共サービスの設立した趣旨を踏まえ、簡易業務である印刷業務、封入作業などや受付の窓口業務については、1社随契で行政に精通した公共サービスに事務処理をお願いしている。また、その人材確保は公共サービスがハローワークを通じて採用するとの答弁がありました。

次に、監査委員、農業委員の報酬が他市と比べて低いのではないかとの質疑について、特別職職員の報酬については、20年度に予定している報酬審議会において報酬額の妥当性について審議をお願いするとの答弁がありました。

F C 岐阜の出資金200万円についてはどういう内容なのか。また、今年は慌てて手を挙げなくても、他市の動向を見て検討してはとの質疑について、サッカーのクラブチームのF C 岐阜がJ 2に昇格した。それに当たり、資本金を1億円確保しなければいけない。岐阜のブランド化、地域の知名度アップとして、同じ岐阜県内の自治体として強制ではないが協力して応援していこうということで予算は計上した。県と岐阜市は既に表明しているが、他市町村の動向を見ながら対応したいとの答弁がありました。

F M わっちの委託料750万円について、災害等、万が一のときに78.5にダイヤルを合わせてもらえるのか。放送をやっているだけじゃ意味がない。聞いてもらわないと意味がない。そのためには、スタジオの位置をもっと表に出す。みずほバスの車体に広告を入れる。公共施設で流す。広報無線で知らせるなど、ふだんから78.5に合わせるように工夫をしてもらいたいとの意見がありました。

予算説明書79ページの下水道費で調査研究委託料1,280万円はどのような委託内容なのかとの質疑について、下水道の全体計画で処理方式の検討及び研究、経営計画の検討、水質調査、長期財政計画のシミュレーション、下水道パンフレット作成の5項目を実施するとの答弁がありました。

道路特定財源1億6,000万円がもし国を通らない場合はどうするのかとの質疑について、単に市の歳入が滞るだけでなく、道路財政そのものに影響があるので、何らかの措置がされると思われる。国の動向次第で不測の事態も考えておかななくてはならないとの答弁がありました。

みずほバスについて、自主運行バス県補助金が毎年減少している。巣南地区では利用者がなく、無人で走っているとも聞くが、今後どうしていくのかとの質疑について、県の補助基準額の変更と県の予算枠が縮小しているため、補助金も減少している。バスの現状をよく調査して、路線を含めて事業を再検討していきたいとの答弁がありました。

その他総括的な質疑として、監査委員の予算について、外部監査費用の予算が多めで組めないようであれば、監査委員の予算をもう少しふやして、監査の精度を高めたいとの質疑について、外部監査を導入しなくても、もう少し詳細に精度を上げて監査ができるように、新たに会計監査部署などを設け、監査体制を整えていくのも一案であるとの答弁がありました。

最後に、職員の給与体系の見直しについて、瑞穂市のラスパイレスが低過ぎる。他市に類似するような給与体系の見直しをとる質疑について、瑞穂市は6級制であるが、本巣市は7級制である。ほとんどの市もそのように検討している。12月議会に向けて見直しを検討していきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成20年3月21日、総務常任委員会委員長 星川睦枝。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第3号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第3号瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第8号瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第8号瑞穂市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第10号瑞穂市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第11号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第12号瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第13号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第14号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第20号瑞穂市防災会議条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第21号平成19年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号平成20年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

議案第29号平成20年度瑞穂市一般会計予算に反対の討論を行います。

反対の理由は、今回の予算の中で道路整備事業をやるということで、道路箇所をいろいろ白地図に鮮明にさせていただきました。その中で、調査路線として、幹線道路整備計画ということで横屋から宝江に抜ける（仮称）西部縦貫道路が計画をされております。これは、東海道線と国道21号線を貫通する路線計画であります。一般質問の中での答弁では、この工事に約20億円かかるという答弁がございました。私は、これは無駄な公共事業になるのでないかという心配をしております。

この路線しかいかなのかということを考えてみますと、現在、犀川橋西の交差点を南へ曲がれば既設の東海道線のガードがございます。さらにそのガードを南へ行きますと、21号線にガードがございます。このガードは、21号線をかさ上げするときに、巢南町時代の南部まちづくり計画の中で、当時の町長であった堀現市長が国道事務所へ要望して貫通をしたガードがございます。この工事によって5億円が国のお金でできたということで、自費をされておりました。しかし、南部まちづくり計画は住民の合意が得られず、中止となっております。それで、現在そのガードは使われておりません。代案として、東海道線と21号線のガードを使えば、もっと

無駄なく工事ができるのではないかということを考えるわけであります。そういうことも考えずにあのような路線計画をされるという点では、私はどうも納得がいかない。そういう点で、今回の予算に調査費がどれだけ含まれているかということは明確ではございませんけれども、あの路線を図面で明確にされて計画がどんどん進んでいくということは、住民の合意も得られず無駄な工事になってしまう可能性があるということから反対をいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 2番 若園五朗、翔の会です。

今回、新市長になられまして、堀市長の20年度予算が組まれているところをごさいますて、先ほど反対討論の小寺議員から言われました、瑞穂市の西部の横屋からPLANT-6までの整備計画の予算化、そして公園整備計画の予算化、あるいは下水道料金を下げて取り組むという20年度の特徴ある予算、また福祉施設の整備、防犯灯の整備、生活道路の舗装とか市道の新設について、すべて今回大きな事業は少なかったんですけども、細かな事業が策定されておるところでございます。今回市長が提案され、市の運営をされる中で、前年度の予算と新年度の予算の見直しの中でしっかり議会として審査し、その状況を踏まえて今後の市政に対する施策の市長説明と、それに伴う20年度予算についてすべて注視することで、今回の予算はすべて通し、それを十分議会として注目し、堀市政の予算をしっかり執行して、その状況を調査すればいいと思いますので、今回の予算について賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 次に、反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） それでは、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第29号平成20年度瑞穂市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第38 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第38、発議第1号道路特定財源の確保を求める意見書についてを議題にいたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番(山本訓男君) 13番 山本訓男です。

ただいま議長のお許しをいただきまして、意見書を提出させていただきます。

棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員の賛成をいただきまして、道路特定財源の確保を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえますので、よろしく申し上げます。

道路特定財源の確保を求める意見書。

道路整備の財源となる道路特定財源は、国だけでなく、地方にとっても非常に貴重な財源であり、本市においても、市民ニーズを踏まえ、道路特定財源に加え多大な一般財源を投入し、道路整備を推進しているところである。

現在、道路特定財源諸税の暫定税率など時限措置が大きな議論になっている。仮に延長されない場合は地方の税収が大幅に減少することになり、道路整備に大きな支障が生じることはもとより、何よりも地方財政が危機的状況に直面することになる。こうしたことになれば、本市においても大幅な減収が生じることになり、厳しい財政状況の中で、道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難になるなど、道路整備は深刻な事態に陥ることになる。さらには、財政運営を圧迫し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことになる。

よって、国においては、今後の地方自治体の安定的財政運営が確保されるよう、次の事項を実現されるように強く要望する。

1. 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路の整備・管理に必要な事業量を確保すること。

2. 道路特定財源諸税における暫定税率を延長すること。

3. 地方道路整備臨時交付金制度を継続するとともに、財政基盤の脆弱な自治体に配慮した交付率の引き上げや交付対象を拡大するなどの拡充を図ること。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、以上でございます。地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出いたします。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願いいたします。

議長(藤橋礼治君) これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありますか。

{「異議なし」の声あり}

議長(藤橋礼治君) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略する

ことに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。提案者に質問をいたします。

この意見書の中で、地方財政の運営を圧迫すると。教育・福祉といった他の行政サービスの低下など、市民にも深刻な影響を及ぼしかねないことになるということが書いてあります。それでちょっとお尋ねするんですが、もし特定財源がなくなった場合、20年度の予算でどれだけ減額になるか調査され、御存じかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） ただいまの小寺議員の質問に対してお答えします。

特定財源が継続困難になったらどれだけ影響があるかということですが、数字的なことはまだ自分も試算しておりませんので、ちょっとお答えできません。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野でございます。

道路特定財源の関係ですが、この制度は道路整備のための緊急措置として昭和29年に創設されているということは皆さん御承知だと思います。以後54年も継続をされてきております。また、暫定税率は、道路整備をさらに加速させるために昭和49年に設けられて以来34年も継続をされております。地方においては、生活道路を中心に道路整備は今でも非常に重要な施策の一つであるということはもちろんでございますが、しかし社会保障や教育などの重要性も飛躍的に増大し、地域においてニーズに応じた施策判断を行うことが求められるようになっております。社会経済の変化の観点からも、地方分権国家の樹立の観点からも、道路以外への歳出を認めない特定財源制度は廃止して一般財源とし、地方の自主財源として、その使い道を地方が自主的に判断できるようにすべきだというふうに考え、これに反対をいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 今、道路特定財源の確保を求める意見書について、提出者の山本訓男議員からなされまして、また反対討論が松野藤四郎議員から出まして、私が賛成者ということで、あえてきょうは言わずにおこうかなあと感じておりましたところ、やはりしっかり賛成討論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

道路の特定財源につきましては、市長の所信表明でもありましたように、暫定税率の確保がないとどれだけ地方に影響するかということ、それから1兆6,000億円の大規模な減収があるというようなことを言われておりますので、各地方は大変な状況に置かれるのではなからうかと。地方都市ではそういう財源があってやってきたので、それをなしにするのなら、何か税収の確保のかわりがあるのかというものもまだ示されておらない。そういうところで議論をしているということはもってのほかだと思いますので、今のところは税率の時限立法がありますので、まずそれを確保してほしい、政府でやっていただきたいという願いを、我々地方の議員としてはしっかり意見を出していくべきではなからうかと思っておりますので、ひとつ皆さんの賛成の同意をお願いしたいと、こう思います。よろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

ただいま議題となっております道路特定財源の確保を求める意見書について、反対の立場より討論をいたします。

私個人といたしましては、この特定財源の制度そのものの存在が必要か否かということについては考え方をまとめておりません。ただ、この意見書の中にあります特定財源の暫定税率を延長するという点については反対の立場でありますので、その意味で反対をするわけでありませぬ。

国の説明、それから各地方自治体の長のいろいろな意見を聞いておりますと、特定財源の暫定税率が解消されますと、その分の税収が全くなくなるという意見が出てくるわけでありませぬ。例えばマスコミで騒がれておりますガソリン税、これについては1リットル当たり25円が下がるということで、その分が全く入ってこないというような論調をされるわけでありませぬ。しかしながら、考え方を変えますと、例えば岐阜県のように公共交通網が整備されていない地域においては、当然、自家用車による移動が激しいわけでありませぬ。地方の生活を考えた場合、例えばガソリン税、1リットル当たり25円が下がるということは、普通乗用車の給油を月2回、毎回40リットルとしますと、年間で12万円ぐらいの支出の減になるわけです。簡単に言いますと、給与所得者においては、その分が可処分所得としてふえるということになります。また運

送業、もちろん運送業以外の業種でも自動車による運送が主であるこの地域においては、いわば経費の削減につながります。ということは、経費が減るということは利益が増大することです。利益が増大した分については、所得税、法人税、事業税、また普通税の形で、一般財源として回収ができることが見込まれます。また、給与所得者の場合は可処分所得が増大しますから、その分が支出として回る可能性があり、今回のこの特定財源の暫定税率が廃止されることによる影響は、景気刺激策としても十分な効果をもたらすのではないかというふうに考えております。

税率の問題について言いますと、例えば法人税の減税、所得税の減税を行う際、必ず政府が発言するのは、減税をすることによって景気刺激策となり、一時的には減収をするものの、将来的にはそれが税収となって返ってくるんだという説明をされます。しかるに、なぜこの道路特定財源の暫定税率だけはそうした説明がなされないのか。一時的な減収があったとしても、それが一般財源として返ってくれば、それをまた道路建設の費用に充てればいいわけです。そうした説明をなくして、ただ税収が減るから困るというような意見は到底納得のできる問題ではありません。

また、この意見書の中に、財政運営を圧迫し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下を招くという意見がありますけれども、これは、とり方を変えれば、財政の運営は道路を最優先に考えろと言わんばかりの表現であります。各地方自治体、各地域それぞれによって優先課題が異なるにもかかわらず、この意見書は道路行政こそ最優先課題であると言わんばかりのものでありまして、その点についても納得のできる場所ではありません。

また、世論調査によりますと、道路特定財源の暫定税率の廃止については、過半数の国民が廃止に賛成をしているという調査が出ております。そうした調査が出ているにもかかわらず、これを維持しなければならないという意見が出てくることは、少し考えてみても、感情的な面からいっても、ずれがあるのではないかというふうに思うところであります。

また、マスコミ等の報道によりますと、この特定財源が道路以外のさまざまな事業に無駄に使われているという報道がなされています。であるならば、むしろ道路整備にかかる費用以上に集めているということこそそれは証明しているのではないとも言えるわけです。であるならば、適正な税財源の確保をし、そして適正な支出を行うというふうに制度そのものを見直していく、そうした考え方に立つ必要があるかと思うわけでありまして。道路整備を行うに当たってさまざまな経費がかかり、その経費が決して安くないことはわかりますけれども、一方で、無駄な道路をつくると言われている現在の税の使い方を考え直す機会として特定財源の暫定税率が廃止されるべきことは十分意味のあることではないかというふうに思っております。

以上、幾つか申し上げましたけれども、道路整備にかかる費用以上の財源を集めている今の制度のあり方を見直すこと、道路整備の計画そのものを根本的に見直すということ、そして

う一つは税制の体系を見直すきっかけをつくること、さらに公共交通網が発達していない地域においては実質的には企業には増収をもたらす誘引になるであろうこと、それから所得者においては可処分所得が増加するであろうということ、そういった意味での景気対策の一つになるだろうということ、以上の点からこの意見書については反対をいたします。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長に感謝します。2人が手を挙げましたが、私の方へ御指名いただきましたことを厚くお礼申し上げます。

この道路特定財源の確保を求める意見書が先ほど出されまして、反対討論、賛成討論をやっているわけですが、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

道路というものは、車がなければ傷まんわけですよ。車を使えば道路も整備をしなければならん。道路をきちっと整備しなければ、日本経済の活性化にもつながらない。道路整備があつて、イコール経済の活性化につながるということなんですね。

それでは、道路整備をするためには一般財源で十分確保されればいいわけですがけれども、厳しい状況の中で財源は到底埋まらない。御存じのように、公共事業の縮小縮小と毎年縮小して、公共事業は非常に厳しい状況下にあるわけです。私は税を無駄に使えとは言いませんが、道路の整備があつて初めて日本経済はもつわけです。だから、全国知事会においても満場一致で道路特定財源の確保をしなければいかんと。これが確保されなかったら地方経済が大きなダメージを受ける。まさしくそうだと思うんですよ。特定財源を一般財源化するか暫定税率を撤廃かというのは非常にいいことなんですよ。全国フィフティー・フィフティーですか、撤廃と存続と。撤廃の方は、一般消費者の立場から判断した場合は、ガソリンは安けりゃ安い方がいいに決まっておるんですね。そういう関係の方が、世論調査で撤廃の方へ賛成と。それと、政権の立場で自民党は存続、民主党系並びに野党の方は撤廃。民主党の中でも賛成したい人は結構いるんですね。しかし、政権打倒の目的のために、そういうようなことが見え隠れしておるわけです。そういう政争の道具にも使われておる。

私は、いろんな意味があろうと思いますが、道路の整備があつて産業の活性化というのがあつて。瑞穂市においても、道路特定財源がなくなりますと道路整備が大きく縮小される。道路整備をきちっとやれば、一般財源で担保しなければならん。そういう悪循環が生じますので、一般財源化もよくないし、特定財源の撤廃もよくない。瑞穂市についても何もプラスのことはありません。デメリットばかり。全員の方がそうしたことを理解していただいて、全員の賛成をお願いしたいと思います。

以上、賛成討論の立場で注文をつけさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号道路特定財源の確保を求める意見書についてを採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第39 発議第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第39、発議第2号「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野でございます。

発議第2号で混合型血管奇形の難病指定を求める意見書について御提案を申し上げます。

提出者、松野藤四郎、賛成者、棚瀬悦宏、同じく広瀬時男でございます。

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書。

混合型血管奇形は、静脈、動脈、毛細血管、リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹から四肢にかけて大小の腫瘍やあざのような症状があらわれる病気であります。

血管の形成が不完全で脆弱なことから、患部は外傷により大量出血を起こすおそれや、ウイルス等の細菌に感染すると患部全体に広がり、生命の危険にさらされるおそれがある。こうしたことから、安静保持が必要で、日常生活が著しく制限されることになる。

また、患部には血管が異常に成長し栄養過剰となることなどから、成長に伴って下肢長差、背骨の変形異常といった症状があらわれる。

この病気の専門医は国内でも極めて少なく、患者数の正確な統計もないという状況であり、一般人はもとより、医師や難病対策にかかわっている専門家の間でも認知度は低く、また病気の原因が明らかではない。さらには、難病に指定されていないため、その治療方法も確立されておらず、有効な改善策が見当たらない状況である。また、医療や生活の支援もないため、患者や家族にとって精神的・経済的な負担は非常に大きいものとなっている。

よって、国においては、混合型血管奇形を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究・確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うよう強く要望する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

この混合型血管奇形は、岐阜県の可児市にお見えのお子さんが対象になっておるわけですが、毎週病院へ通っているいろいろな検査をし、そのデータを東京の方へ持って行って、そこでいろいろな症状等を見ていただいておりますが、全国に20名近くの方がこの混合型血管奇形だということになっておりますので、この治療法の研究、あるいは確立といったものを早急にしていただくという趣旨でございますので、皆様の御理解を願いたいと思います。よろしくお願います。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをします。発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書についてを採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第40 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第40、発議第3号後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野でございます。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について、提出者、松野藤四郎、賛成者、棚瀬悦宏、広瀬時男、広瀬捨男、小寺徹さんの賛同をいただきまして意見書を提出いたしました。

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書。

平成19年6月に成立した医療制度改革関連法により、本年4月から、75歳以上の後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が実施されることになった。この制度は、高齢者に新たな負担が生じること、年金から保険料が強制徴収されること、保険料を払えない場合は保険証を取り上げ、一たん窓口で医療費を全額負担させること、また2年ごとに保険料が見直しをされ、将来さらなる負担増が予想されるなど、数々の問題を含んでいる。

高齢者の生活は一層厳しさを増してきており、本制度が実施されれば過酷な負担がさらに追い打ちをかけ、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼし、我が国の繁栄に尽くしてきた人々の老後を踏みにじる暴挙となることは必至である。

よって、国においては、高齢者に大幅な負担増をもたらし、生存権を脅かす後期高齢者医療制度の見直しを強く要望する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長、以上でございます。

二、三日前には大垣市議会の方でもこの意見書が採択されております。よろしく願います。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 2番 若園五朗、翔の会。

この意見書の中で下から4行目のところに「老後を踏みにじる暴挙」とか、あるいは「生存権を脅かす」という言葉が使っているんですけども、今回、国保と分かれていくということで75歳以上はわかるんですが、後期高齢の対象者と、財源が足らん場合は国とか県とか市が出すんですけども、病気にかかっておる人に医療費をとめるというような文章なんですけど、そこらの提出者の考え方をちょっとお尋ねしたいんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 若園議員からの御質問でございますが、私たちの先人といいますが、お父さん、お母さんたちといいますが、そういった方がこの日本の国を支えてきてくれたという思いで、その人たちの幸せのためにという意味で「暴拳」という言葉を使ったわけです。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今の政府の考え方としては、70歳以上の高齢者の方についても、収入がある方については応分の負担を願うというような政策だと思うんですね。そういう中で、それ以下の方について所得のある方については所得税を取るという政策でありますので、75歳以上の方についても所得税を取るという解釈の中で、高齢者の所得の少ない方からもまた取るという国の制度じゃないと思うんですね。足らん場合は、国あるいは県、市から財源を補てんして運営していくと思うんですが、政府の後期高齢の保険税の徴収の中で、ある人からは高齢者の方も取るという考え方について提出者に確認したいと思うんですが、いかがですか。

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 若園議員からのお尋ねですが、内容がはっきりよくわからないんですが、保険料が払えないという方もありますし、治療にもあるわけですが、要は軽減措置というものがあります。払える方はいいんですね。払えない方も見えますので、そういった方にも、今まで日本の国を支えてくれたという感謝の気持ちでやっていきたい。ちょっと趣旨がわかりませんでしたけど。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 若園五朗君。

2番（若園五朗君） 今回の後期高齢制度の中で、75歳以上の方についても収入のある方について応分の負担をいただいて、足らん分については国とか県とか市の方で財源を確保し、運営すると思うんですね。75歳以上の方も、生活権はある中で、ある程度の応分の負担の考え方があると思うんですね。提出者の言葉に「暴拳」とか「生存権」という言葉も出てくる中で、政府の考え方について提出者の考え方をお伺いしたいんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 若園議員にお答えします。

先ほど意見書の内容をいろいろ御説明しましたように、この制度は、高齢者に新たな負担が生じる、あるいは年金から保険料が強制徴収される、保険料を払えない場合は保険証を取り上げる云々という中身を含んでおりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 熊谷祐子君。

8番（熊谷祐子君） 議席番号8番 熊谷祐子です。

私は、この意見書に対して提出者に質疑をさせていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、平成18年度12月議会で、岐阜県広域連合議会設置の議案として初めて瑞穂市議会では取り上げられております。このときに、たしか改革は反対していると思いますが、さらに本議会で直接関連議案が4本出ています。議案4号、5号、6号、31号です。今回、提出者が松野藤四郎議員であり、賛成者が棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員、広瀬捨男議員、小寺徹議員ですが、私の記憶しているところでは、この5名の方の中に昨年度の岐阜県広域連合議会設置のときに反対した方も見えますし、それから今回、この関連議案に非常に疑問を持ちつつ賛成した方も見えることを知っていますが、その関連議案すべてにおいて賛成していながら、今回意見書だけは提出するというのはなぜか疑問を持ちます。そこで、提出者の方もそうだと思いますので、関連議案には賛成しながら意見書提出というのはどういうお立場なのかをお聞きしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 熊谷議員から、この後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書に関して、関連の4号議案、5号議案等の関係のお話をされた中で、どうして今回の高齢者医療制度の見直しをする意見の提出者になっているかというお話であったというふうに思います。

厚生常任委員会の中では委員長という公平な立場で私は審査をしていたというふうに思っています。同数意見の場合であれば委員長の判断でしますが、同数になっておりませんので私の考えは入っていないということで、今回の後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書については提出をさせていただいたということでございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてを採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時37分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員は19人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41 下水道整備促進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第41、下水道整備促進特別委員会の中間報告の件を議題にします。

下水道整備促進特別委員会で継続調査事件となっています下水道整備事業の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

下水道整備促進特別委員会委員長 小寺徹君。

下水道整備促進特別委員長（小寺 徹君） 下水道整備促進特別委員会の報告をさせていただきます。

平成16年12月24日に当委員会が設立されて以来、11回の協議を重ねてまいりました。第1回目から第8回目までは平成19年3月議会で中間報告をさせていただいております。今回は、9回目から第11回目の当委員会の経緯を報告いたします。

第9回は、平成19年9月27日に開会いたしました。

平成19年10月11日に瑞穂市上下水道事業運営審議会が開催されるに当たり、当審議会への諮問の概要について事務局から説明を受けました。また、事務局としての今までの取り組み、これからのタイムスケジュール、さらに下水道使用料に関する経緯、岐阜県の汚水処理人口普及率、下水道使用料の体系別比較、下水道経営の用語の定義、下水道使用水量別件数等について説明を受け、瑞穂市の下水道事業の現状と経営状況について確認をいたしました。

次に、第10回目は平成19年10月2日に開会いたしました。

下水道加入の促進について、年度目標、下水道使用料、下水道整備計画について協議をいたしました。下水道加入の促進については、処理区域内の促進のための協議会の設置、公共汚水ますの設置、宅内配管への補助、融資制度などについて協議をいたしました。

次に、第11回目は平成20年2月6日に開会をいたしました。

平成20年1月22日に瑞穂市上下水道事業運営審議会から市長に答申がされました。当審議会の答申の内容の説明と今後の具体的な施策について事務局より説明を受け、下水道使用料を改定することでの課題と今後の具体的な施策について協議をいたしました。特に、答申の附帯事項8項目を実施するための具体的な施策と着実な履行と進捗状況について確認し、協議をいたしました。

以上、9回目から11回目の下水道整備促進特別委員会の報告とさせていただきます。平成20年3月21日、下水道整備促進特別委員会委員長 小寺徹。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これで、下水道整備促進特別委員会の中間報告は終わりました。

下水道整備促進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第42 公共交通対策特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第42、公共交通対策特別委員会の中間報告の件を議題とします。

公共交通対策特別委員会で継続調査事件となっています公共交通対策の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗君。

公共交通対策特別委員長（若園五朗君） 議席番号2番 若園五朗、翔の会、公共交通対策特別委員会の実施状況について報告をさせていただきます。

公共交通対策特別委員会の設置から本年1月23日の第16回委員会までの当委員会での調査・研究内容について、その実施状況を報告させていただきます。

当委員会では、JR東海道本線、樽見鉄道、岐阜バス、みずほコミュニティバス及びこれらの公共交通機関と連結する市内道路網の整備等が総合的に機能する交通体系について、その現状と課題についてこれまで調査・検討をしてまいりました。

特に協議をしてきました一つ目は、みずほコミュニティバスの利便性の向上として、利用状況の現状分析から現在の走行コースの設定、ダイヤ及びバス停の適正な見直し等であります。これらについては、平成18年3月の市議会定例会の後、コミュニティバスの利便性向上に関する決議を委員全員の賛同のもと提出して2年経過しております。この間、ダイヤの見直しをされただけで、バス停の見直しやコースの検討もされていない状況でございます。より効率的な運営による見直しを、早急に議会や市民に報告と提言をお願いいたします。

二つ目として、樽見鉄道に対する沿線自治体としての支援のあり方。これについては、平成17年度から平成19年度までの経営改善計画を踏まえ、年間約1億円という赤字が続く経営損益に対し、去る1月に開催された樽見鉄道連絡協議会の総会において承認された平成20年度から平成22年度までの3年間の第2次経営改善計画に沿って、本市としては、年間固定資産税相当額を除き1,000万円を限度として今後財政支援を行うこととなりました。本件については、市

民、とりわけ学生及び高齢者の大切な足であります。財政支援については、今後その必要性を協議し、見守るべき内容であると思っております。樽見鉄道連絡協議会、または本市においても、市民の足として将来も樽見鉄道の存続について十分議論し、取り進めていただきたいと思います。

公共交通対策は活力ある瑞穂市のまちづくりには最も重要な施策の一つでありますので、市民サービスのさらなる向上と関連する道路網等基盤整備に積極的に取り組んでいただくよう要望したことを申し添え、以上で公共交通対策特別委員会の報告とさせていただきます。平成20年3月21日、瑞穂市議会公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗。ありがとうございました。議長（藤橋礼治君） これで、公共交通対策特別委員会の中間報告は終わりました。

公共交通対策特別委員長の中間報告に対する質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第43 地域防災対策特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第43、地域防災対策特別委員会の中間報告の件を議題にします。

地域防災対策特別委員会で継続調査事件となっております地域防災対策の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

地域防災対策特別委員会委員長 小寺徹君。

地域防災対策特別委員長（小寺 徹君） 地域防災対策特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、災害に強いまちづくりについて調査・研究する目的で平成16年12月24日に設置されました。当面の調査・研究課題として、治水対策と地域防災計画といたしました。

治水対策については、本市は長良川、揖斐川、犀川、五六川など16本もの1級河川が流れる地勢の条件から、古くから水害が多く発生しており、水害への備えは本市にとって重要な課題となっております。県内有数の人口増加率を示す本市においては、都市開発による宅地化に伴い、遊水機能のある農地の減少が進み、降雨時における水害の危険性が高まるものと予想されるために、危険箇所の把握や周知とあわせて治水対策のさらなる充実を進める必要がございます。

昨年の中間報告においても報告いたしましたが、当委員会では市内の河川の危険箇所、排水機場を調査し、早期に改修等の必要な箇所について早期補修を関係機関に提言するとともに、老朽化の進んだ犀川排水機場の早期改修、それに伴う新堀川放水路の整備について、市当局、

産業建設常任委員会とともに国土交通省、岐阜県へ要望活動を実施し、地域防災の充実を図り、安全で安心できるまちづくりに取り組んできました。

また、ソフト面での検討として、平成17年4月6日、8月10日、平成18年2月17日の3回にわたり、当市の地域防災計画の内容や考え方、国や県の水位情報の周知体制に関する考え方などの説明を担当課から受け、その中で特に水害についての課題として、一つ、低地である当市における避難所の現状とあり方と考え方、二つ、災害時に援護の必要な個人情報の把握と保護に関する問題、三つ目、ハザードマップなどの作成への取り組みの必要性と、平常時の周知の必要性及びその方法、四つ、自主防災組織の設置促進と活性化などを上げ、調査や提案に関する論議や研究を進めました。

その中で、避難所に必要な施設整備、市内での民間施設への協力、自主防災組織の組織化の促進、住民への周知徹底をどのように図っていくかなどについて議論を行い、朝日大学など民間施設との協定、自主防災組織の立ち上げのためのマニュアル、各公共施設での避難所マップの掲示など、災害に強いまちづくりのための提言を行うことができ、実現につながったものがあります。

そのほか、今年度においてはハザードマップの作成が行われる中で、平成20年1月15日に洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップの作成案につき、担当課から作成に当たっての諸説明を受け、より見やすく、わかりやすいマップを作成するために、作成上の前提条件や必要な説明、過去の水害の実績等との比較、避難所の掲載などについて提言を行い、現在、これらの提言を盛り込んだマップ作成が行われているところです。

このハザードマップの作成の成果として、被害の想定の一つの型を市民に示すことができることとなりますが、この状況をどう市民に広く周知していくか、またこの想定を受けて、避難先や方法などのあり方をどう考えていくか、個人情報保護との関連の中で、災害時に支援の必要な人たちの情報把握や支援計画をどう構築していくかなど、今後の課題として考えられるところでございます。

以上、地域防災対策特別委員会の報告とさせていただきます。平成20年3月21日、瑞穂市議会地域防災対策特別委員会委員長 小寺徹。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これで、地域防災対策特別委員会の中間報告は終わりました。

地域防災対策特別委員長の中間報告に対する質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第44 行財政改革特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第44、行財政改革特別委員会の中間報告の件を議題にします。

行財政改革特別委員会で継続調査事件となっています行財政改革の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

行財政改革特別委員会委員長 広瀬捨男君。

行財政改革特別委員長（広瀬捨男君） ただいまより、行財政改革特別委員会の実施状況について御報告いたします。

行財政改革特別委員会は、地方分権時代に対応した行財政改革について調査・研究すべく、平成16年12月24日に8名の委員によって設置されました。当特別委員会は、平成16年12月定例会で設置後、延べ10回の委員会を開催いたしました。第1回から第9回までは平成19年3月23日に中間報告を行っておりますので、以後の審査内容について御報告をいたします。

第10回は平成20年2月28日に開催し、集中改革プランについて担当部署より説明を受け、まとめについて議論を行いました。

今後のアウトソーシングの進め方と職員の定員管理について議論した中で、国の方針では、行政コストを下げ、簡単で効率的な事務を進める方針ですが、瑞穂市としては今後ますます事務増加が予想される中、業務内容を精査し、アウトソーシングを進めるとともに、人事管理の中では職員の研修も積極的に行いつつ進めますとの回答がございました。

市職員の研修が少ないのではないかという議論の中で、人材育成に関しては研修メニューを検討し、外部の研修にも積極的に参加させるとのことでした。

補助金の精査については、有益性、効果の観点から、各課の補助金内容、基準、他の市町村の状況を踏まえ、十分検討してほしい旨の要望をいたしました。また、外部監査については、実施の必要性などを検討するよう要望しました。

まとめといたしまして、定員管理、アウトソーシング等については、国の規制緩和が進む中で、将来の瑞穂市の業務内容など状況を踏まえつつ、行政改革の方向を見誤らないよう進めていく必要があると要望いたしました。

以上、報告を終わりますが、詳細な調査の経過は、議会事務局に議事録が備えてありますので、そちらを閲覧していただきたいと思います。平成20年3月21日、行財政改革特別委員会委員長 広瀬捨男。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これで、行財政改革特別委員会の中間報告は終わりました。

行財政改革特別委員長の中間報告に対する質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第45 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第45、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会の継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

土地財産調査特別委員会委員長 棚瀬悦宏君。

土地財産調査特別委員長（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏です。

土地財産調査特別委員会の実施状況について、中間報告をさせていただきます。

当特別委員会の実施状況につきましては、平成19年3月定例議会におきまして中間報告としまして、平成17年6月定例議会で設置されて以来10回を重ねた協議・調査事項について報告させていただきました。その後、平成19年度におきまして4回の協議会を開催しました。

その内容は、第11回を平成19年7月30日に開催し、4件の案件について詳細な説明を受け、処理可能であることを確認しました。

第12回を平成19年8月29日に開催し、土地開発公社より再取得の巢南地区未利用地（普通財産21筆、行政財産13筆）34筆の管理状況の説明を受け、この状況を解消するよう検討を加えました。

第13回を平成19年9月20日に開催し、第12回で検討した未利用地18ヵ所の維持管理状況を確認するため、現地調査を実施しました。

第14回を平成19年11月21日に開催し、穂積地区の未利用地10ヵ所について現地調査を実施しました。

以上のとおり、未利用地の現状を把握するとともに、その活用について検討を重ねてきました。今後においては、瑞穂市総合計画に基づく新たな行政財産としての積極的な活用と売却可能な財産の早期処理を図り、新地方公会計制度の導入に当たって適正な財産管理整備に取り組んでいただくよう要望したことを申し添えて、土地財産調査特別委員会の報告とします。平成20年3月21日、土地財産調査特別委員会委員長 棚瀬悦宏。

議長（藤橋礼治君） これで、土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第46 出資法人に関する特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）
議長（藤橋礼治君） 日程第46、出資法人に関する特別委員会の中間報告の件を議題にします。

出資法人に関する特別委員会で継続調査事件となっています瑞穂市土地開発公社、財団法人瑞穂市施設管理公社及びみずほ公共サービス株式会社の経営等の状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

出資法人に関する特別委員会委員長 広瀬捨男君。

出資法人に関する特別委員会委員長（広瀬捨男君） ただいまより、出資法人に関する特別委員会の実施状況について御報告をいたします。

出資法人に関する特別委員会は、御承知のとおり、市の出資法人について、住民の負担に係る税金が目的どおり使われているかどうかを監視する意味において、その経営などの状況を調査すべく設置されました。市の出資している法人は、財団法人瑞穂市施設管理公社、瑞穂市土地開発公社及びみずほ公共サービス株式会社の3法人です。

委員会は延べ5回開催いたしました。第1回から第2回については平成19年3月23日に中間報告を行っておりますので、以後の審査内容について御報告をいたします。

第3回は平成19年8月7日に開催し、3法人の平成18年度経営状況、事業報告について審査をいたしました。

第4回は平成19年9月25日に開催し、みずほ公共サービスの経営状況について審査をいたしました。

第5回は平成20年2月28日に開催し、3法人の経営状況について説明を受け、まとめについて検討をいたしました。

第5回の審査内容等を簡潔に申しますと、1. 瑞穂市土地開発公社については、現在、保有土地はありませんが、必要が生じた場合は市との連携を図りつつ、必要な土地の適正な確保に努めていくとの答弁を得ております。

2. 財団法人瑞穂市施設管理公社については、提出された書類をもって運営実態につき指導担当部署より説明を受けましたが、適正に運営されていることを確認いたしました。しかし、今後、公益法人制度の改正に伴い、現在のあり方を検討することが必要になってきています。

3. みずほ公共サービス株式会社については、請負と派遣の整理の仕方や窓口業務の質を落とさないよう検討を進めるとの意見がありましたが、国から公共サービス改革基本方針が示され、多くの窓口業務の委託が可能となってきております。当市においては将来どうすべきか課題もあり、市民に対して良質な窓口サービスを提供していきたいとの弁を得ております。また、

二つの出資法人の将来についての質問に対しては、シルバー人材センターとの関連性やおのおの存在の有義性を含めて、市の将来を見据えて検討を進めるとの答弁でございました。

以上、詳細な調査結果は、議会事務局に議事録が備えてありますので、そちらを閲覧していただきたいと考えております。

なお、今後の出資法人に関する特別委員会については、引き続き設置されたい旨の意見もございましたので御報告いたします。平成20年3月21日、出資法人に関する特別委員会委員長 広瀬捨男。

議長（藤橋礼治君） これで、出資法人に関する特別委員会の中間報告は終わりました。

出資法人に関する特別委員長の中間報告に対する質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 議席番号3番 浅野でございます。

今いろいろと報告ございましたけど、平成18年度、150万の赤字を出して、この報告書によりますと、経営規模の拡大により経営責任がふえたことから、常勤の代表取締役が就任し、給与を払っているということになっております。

それと、今まで最も委員長の報告の中で落ちていましたのは、いわゆる随意契約がどれだけ、入札を何件したという報告が全く入っておりません。ですから、みずほ公共サービス株式会社となっている以上、一般の企業と全く同じです。それを、どの値段の範囲から入札で、どの値段の範囲は随意契約かと、その明確な追及がなされておりましたが、この点について委員長の報告を求めます。

議長（藤橋礼治君） 20番 広瀬捨男君。

出資法人に関する特別委員会委員長（広瀬捨男君） 浅野議員の質問に回答させていただきます。

おのおのの詳細については、回ごとに一応全協、もしくは今回のものについては各委員さんに概略報告をさせていただいていますが、先ほどの社長報酬とか役員報酬ですが、それをお聞きしたときは、外注のときに試行期間というものは認められないと私は記憶しております、官公庁の場合は特に。それで、その分で窓口業務に支障を来さないよう、その点をサービスしたから赤字になったというふうに伺っております。

そして、あとの随契だとか、それから何件やったとか、幾らがどうだとか、例えば何百万以上は公開だとか、そんなことについては、やはり株式会社であり、100%出資の会社でありながら入札とかもやったとは聞いておりますが、細かいことについては、それだけ株式会社というのは自主独立しているわけでございますので、もともとそういうところへ手が伸びないとい

うことでこういう特別委員会をつくったと記憶しておりますので、そこまでは聞いておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 浅野楔雄君。

3番（浅野楔雄君） 特別委員会ですので、いわゆる株式会社になりますと法体系が違いますので議会からの追及はできません。ただし、100%瑞穂市の出資している会社ですので、その最高責任者は市長ということになりますので、特別委員会もその点をきちっと詰めていただかないと、市民のとうといお金、1,000万の出資をした会社の経営を左右するのは大株主であるという点をどのように委員長はお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 広瀬捨男君。

出資法人に関する特別委員会委員長（広瀬捨男君） 浅野議員の質問に回答させていただきます。

委員会の中であったこと以外で私の考え方を述べるということもいかなものかと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成15年5月に瑞穂市が誕生してから、早いもので5年近くがたちました。御承知のように、昨今の国内経済情勢は、かんがみますと地域格差が顕在化しているのが現状であります。しかし、その中において当市は人口も5万人を超え、着実に健全に発展しつつあります。

議員の使命は今さら言うまでもありませんが、市の具体的政策を最終的に決定すること。また、決定した政策を適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているか、批判し、監視することです。この2点が我々議員に与えられた責務と認識し、市民全体の代表者として、また奉仕者として活動してきたと自負しております。

本日に月日の流れは早いもので、今期の任期も4月いっぱいとなりました。次の選挙は4月13日告示、4月20日投票日と伺っております。どうか出馬される方は健康に留意されまして、所期の目的を達成されますよう心から祈念申し上げます。また、今期をもって議員の職を退かれる方におかれましても、お体を十分御自愛くださいまして、今まで以上に市発展のためにお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

最後になりましたが、土屋議長の後を引き継ぎまして2年間、何とか議長の職を務め上げる

ことができましたのも、小川副議長を初め議員各位のおかげであると心より御礼を申し上げる次第でございます。また、議会を支えてくださいました市民の方々、執行部の方々にも、高い席からではございますが、きょうまでの御支援、御協力に心から感謝を申し上げまして御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

続きまして、市長よりごあいさつを願います。

市長（堀 孝正君） いつもの議会でございますと全員協議会の席でお礼のごあいさつを申し上げておりますが、今回は、この席をおかりしましてあいさつをさせていただきます。

平成20年の第1回定例議会に提出をさせていただきました案件、議会の皆さんの十分な御審議を賜りまして、そしてすべての議案におきまして原案のとおり御決定をいただきましたことに対しまして、まずもって心から厚くお礼を申し上げます。最少の経費で最大の効果を上げるべく、執行部一丸となって努力をしております。どうか今後の執行に当たりましても格別の御理解と御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

さて、藤橋議長からごあいさつがございました。まさに光陰矢のごとしでございます。まさに時の流れは早うございます。この瑞穂市が平成15年5月1日に合併しまして、はや5年を経過、そして瑞穂市が誕生いたしました第1回の議会の選挙によりまして、4年の任期満了によりまして今定例会が最後になるかと思われまます。振り返ってみますと、旧両町統合の給食センター建設事業を初めといたしまして、また市民の安全・安心のための常設消防施設整備であります瑞穂署の建設等と、大型事業の整備を初めとして一段落をさせることができましたのも、議会の皆さんの格別の御理解と御協力のたまものでございます。この席をおかりして厚くお礼を申し上げます。

私といたしましても、議会人として3年、そして市長として1年、格別な御指導をいただき、感慨もひとしおでございます。議長からもお話しございました今期限りで御勇退をされる方々や、今後瑞穂市のさらなる発展のために大所高所から御協力を賜りますことをきょうお願い申し上げ、また新しくこれからも御指導をいただきます方々におかれましても、これまで以上の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、最後になりましたが、皆さんの御健勝、そして御活躍を心よりお祈り申しまして、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） これで会議を閉じます。

平成20年第1回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午後4時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年3月21日

瑞穂市議会 議長 藤橋 礼治

議員 小川 勝範

議員 熊谷 祐子